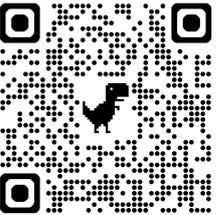


東京税理士会
日本橋支部・京橋支部合同開催

地方税説明会

法人事業税・都民税

令和6年10月15日
東京都中央都税事務所
法人事業税課

東京都主税局HP トップページ	東京都主税局HP 法人二税	eL TAX ホームページ	地方税お支払サイト ホームページ
			



目次

I 税制改正

外形標準課税の対象法人の見直し等	1
1 減資への対応（令和7年4月1日以後開始事業年度から適用）	1
2 100%子法人等への対応（令和8年4月1日以後開始事業年度から適用）	5
3 法人事業税の中間申告義務判定に関する改正 （令和7年4月1日以後開始事業年度から適用）	7

II 電子申告・申請等の手続

1 東京都で現在ご利用いただける手続（法人二税関係）	8
2 eLTAxの利用可能時間と休日運用日	9
3 eLTAx対応ソフトと機能	10
4 電子申告・申請をご利用いただく際の注意事項	11

III 都税事務所からのご案内

1 法人二税のキャッシュレス納税フローチャート	15
2 中間申告後の確定申告で納付と還付が混在する場合の納付金額	16
3 異動届出書の添付書類	19
4 ホームページのご案内	21



I 税制改正

外形標準課税の対象法人の見直し等

令和6年度税制改正により、法人事業税の外形標準課税について、**現在の外形標準課税の対象法人(事業年度末日において資本金1億円超の法人)**に加え、下記1・2の法人が外形標準課税の対象となるとともに、下記3のとおり法人事業税の中間申告義務判定に関する改正が行われました。

1 減資への対応 (令和7年4月1日以後開始事業年度から適用)

以下の要件をすべて満たす法人は、外形標準課税の対象となります。

- 前事業年度が外形標準課税の対象法人
- 事業年度末において、資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）が1億円以下
- 事業年度末において、払込資本の額（資本金＋資本剰余金）が10億円超

企業会計上の貸借対照表

資本金 [現行基準: 1億円超]		↑ 補充的な基準 (資本金 + 資本剰余金) ↓ 10億円超
資本剰余金	資本準備金	
	その他資本剰余金	

1

※経過措置

施行日（令和7年4月1日）以後最初に開始する事業年度（以下「最初事業年度」という。）については、上記にかかわらず、以下の要件をすべて満たす法人は外形標準課税の対象となります。…【経過措置の適用例】①、②

- 公布日(令和6年3月30日)を含む事業年度の前事業年度から、最初事業年度までのいずれかの事業年度が外形標準課税の対象法人
- 最初事業年度末において、資本金が1億円以下
- 最初事業年度末において、払込資本の額(資本金＋資本剰余金)が10億円超

ただし、以下の要件をすべて満たす場合は、経過措置の対象外となり、外形標準課税の対象法人となりません。…【経過措置の適用例】③

- 公布日(令和6年3月30日)を含む事業年度の前事業年度が外形標準課税の対象法人
- 公布日の前日(令和6年3月29日)の現況において資本金が1億円以下
- 公布日(令和6年3月30日)以後に終了した各事業年度において外形標準課税の対象外

2

【経過措置の適用例】

公布日以後に終了した
各事業年度

改正法の公布日: 令和6年3月30日 施行日: 令和7年4月1日

決算日: 3月31日 各事業年度末日の払込資本の額 (資本金+資本剰余金): 10億円超	公布日を含む 事業年度の 前事業年度 R5年3月期	公布日の前日 R6年3月29日 の現況	公布日を含む 事業年度 R6年3月期	最初事業年度の 前事業年度 R7年3月期	最初事業年度 R8年3月期
公布日以後(R6年3月期中)に ① 資本金1億円に減資し、以後資 本金の変動がない場合	1億円超 外形	1億円超 —	1億円 非外形	1億円 非外形	1億円 外形
公布日以後(R7年3月期中)に ② 資本金1億円に減資し、以後資 本金の変動がない場合	1億円超 外形	1億円超 —	1億円超 外形	1億円 非外形	1億円 外形
公布日の前日までに資本金 ③ 1億円に減資し、以後資本金の 変動がない場合	1億円超 外形	1億円 —	1億円 非外形	1億円 非外形	1億円 非外形
令和5年3月期が外形標準課税 ④ の対象事業年度ではなく、以後 も資本金の変動がない場合	1億円 非外形	1億円 —	1億円 非外形	1億円 非外形	1億円 非外形

※表中の各事業年度に記載のある「1億円超」及び「1億円」は、各事業年度末における資本金を示しています。



令和7年4月1日以後最初に開始する事業年度が外形標準課税の対象となるかは、
減資した年月日と改正法公布日前日 (R6. 3. 29) の資本金の現況によって違うんだね。

3

【参考】 令和7年4月1日以後に最初に開始する事業年度の外形対象法人判定の具体例

前提条件: 改正後初年度の事業年度末日時点の資本金の額が1億円、資本金+資本剰余金が11億円の3月決算法人の場合

	A 公布日を含む事業年度の 前事業年度	B 公布日を含む 事業年度	C 最初事業年度の 前事業年度	D 最初事業年度
	R4 4.1 R5 1.1	R5 4.1 R6 1.1 公布日 R6 3.30 R6 4.1	R7 1.1	施行日 R7 4.1 R8 1.1
公布日前に減資	外形	非外形 公布日前日の 資本金 1億円以下 ↑ R6.3.29までに 減資	非外形	非外形 A外形、公布日前日資本金 1億円以下、BC非外形の ため、D非外形
公布日以後に減資	外形	非外形 公布日前日の資本金 1億円超 ↑ R6.3.30 減資	非外形	外形 A外形、公布日前日資本金 1億円超のため、D外形
公布日以後、かつ、 公布日を含まない 事業年度に減資	外形	外形 公布日前日の資本金 1億円超 ↑ 減資	非外形	外形 A外形、公布日前日資本金 1億円超のため、D外形
公布日を含む事業 年度の前事業年度 に減資	非外形 ↑ 減資	非外形	非外形	非外形
公布日を含む事業 年度の前事業年度 に設立	R5.7.1 設立 非外形 設立時から 資本金1億円	非外形	非外形	非外形

4

2 100%子法人等への対応（令和8年4月1日以後開始事業年度から適用）

以下の要件をすべて満たす法人は、外形標準課税の対象となります。

- 所得等課税法人^(注1)以外の法人で、事業年度末日において資本金が1億円以下
- 特定法人^(注2)との間に当該特定法人による法人税法に規定する完全支配関係がある法人又は100%グループ内の複数の特定法人に発行済株式等の全部を保有されている法人
- 事業年度末日において、払込資本の額（資本金＋資本剰余金）^(注3)が2億円超



(注1) 所得等課税法人…法第72条の4第1項各号に掲げる法人、第72条の5第1項各号に掲げる法人、第72条の24の7第7項各号に掲げる法人、第4項に規定する人格のない社団等、第5項に規定するみなし課税法人、投資法人、特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）

(注2) 特定法人…払込資本の額（資本金＋資本剰余金）が50億円を超える法人（外形標準課税の対象外である法人を除く。）及び保険業法に規定する相互会社（外国相互会社を含む。）

(注3) 公布日（令和6年3月30日）以後に当該法人が行う一定の配当等により減少した払込資本の額を加算した額

5

※負担変動軽減措置

上記100%子法人等への対応により外形標準課税の対象となった法人に対して、次のように税負担が軽減されます。

事業年度	要件	法人事業税額からの控除額
令和8年4月1日から 令和9年3月31日までの 間に開始する各事業年度	「令和8年度分基準法人事業税額」 ^(注4) が 「比較法人事業税額」 ^(注5) を超えること	当該超える金額の 3分の2 に相当する金額
令和9年4月1日から 令和10年3月31日までの 間に開始する各事業年度	「令和9年度分基準法人事業税額」 ^(注6) が 「比較法人事業税額」 ^(注5) を超えること	当該超える金額の 3分の1 に相当する金額

(注4) 「令和8年度分基準法人事業税額」…令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度分の法人事業税について申告納付すべき法人事業税額

(注5) 「比較法人事業税額」…当該法人を外形標準課税の対象外である法人とみなした場合に申告納付すべき法人事業税額

(注6) 「令和9年度分基準法人事業税額」…令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する各事業年度分の法人事業税について申告納付すべき法人事業税額

※特例措置

産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和6年9月2日）から令和9年3月31日までの間に特別事業再編計画に基づいて行われるM&Aにより100%子会社となった法人等については、上記にかかわらず、5年間、外形標準課税の対象外となります。

6

3 法人事業税の中間申告義務判定に関する改正（令和7年4月1日以後開始事業年度から適用）

外形標準課税の対象法人は、法人税において中間申告義務のない法人であっても、事業年度の期間が6か月を超えると*1は法人事業税及び特別法人事業税について中間申告の義務があります。

現行では、当該事業年度開始の日以後6か月を経過した日*2の前日において外形標準課税の対象法人である場合に中間申告の義務がありますが、令和7年4月1日以後開始事業年度においては、前事業年度について外形標準課税の対象法人である場合に、中間申告の義務があることとなります。

このため、前事業年度について外形標準課税の対象法人である場合には、当該事業年度開始の日以後6か月を経過した日の前日において外形標準課税の対象外であっても、中間申告の義務があることとなりますのでご注意ください。

- *1 通算子法人の場合は、通算子法人の事業年度開始の日の属する通算親法人事業年度が6か月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以後6か月を経過した日において通算親法人との間に通算完全支配関係があるときと読み替えます。
- *2 通算子法人の場合は、事業年度開始の日の属する通算親法人の事業年度開始の日以後6か月を経過した日と読み替えます。

7

II 電子申告・申請等の手続

1 東京都で現在ご利用いただける手続（法人二税関係）

手続	法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人住民税
電子申告	○予定申告 ○確定申告 ○清算確定申告 ○中間申告 ○均等割申告 ○修正申告 など
電子申請・届出	○法人設立・設置届出 ○異動届出 ○法人事業税減免申請（中小企業者向け省工不促進税制） ○更正の請求 ○申告書の提出期限の延長の処分等の届出・承認等の申請 ○法人税に係るグループ通算制度の承認等の届出 など
電子納税	○本税の納付 ○加算金の納付 ○見込納付・みなし納付 ○延滞金の納付

8

2 e L T A Xの利用可能時間と休日運用日

(1) 利用可能時間

※土・日・祝日、年末年始12/29～1/3及びメンテナンス時間を除く。

○ 8:30～24:00	◎ 0:00～24:00
右記以外の平日	R6年4/16～6/28及びR7年1/7～1/31の火～金

(2) 令和6年度の休日運用日

年月	○ 8:30～24:00	◎ 0:00～24:00	
令和6年 4月	29(月)	20(土), 21(日), 27(土), 28(日)	
令和6年 5月	6(月)	11(土), 12(日), 18(土), 19(日), 25(土), 26(日)	
令和6年 6月		1(土), 2(日), 8(土), 9(日), 15(土), 16(日), 22(土), 23(日), 29(土), 30(日)	
令和6年 7月	27(土), 28(日)	/	
令和6年 8月	31(土)		
令和6年 9月	1(土), 28(土), 29(日)		
令和6年10月	26(土), 27(日)		
令和6年11月	30(土)		
令和6年12月	1(日)		
令和7年 1月	4(土), 13(月)		5(日), 11(土), 12(日), 18(土), 19(日), 25(土), 26(日)
令和7年 2月	1(土), 2(日), 8(土), 9(日), 11(火), 15(土), 16(日), 22(土), 23(日), 24(月)		
令和7年 3月	1(土), 2(日), 8(土), 9(日), 15(土), 16(日), 29(土), 30(日)		

9

3 e L T A X対応ソフトと機能

機能		利用届出			申告	申請届出	納税		メッセージ照会
		新規	廃止	変更・照会			口座登録	納税	
P C d e s k	ダウンロードDL版	△(※)	○	○	○	×	○	○	○
	ウェブWEB版	○	○	○	×	○	○	○	○
	スマートフォンSP版	×	×	×	×	×	×	×	○
市販税務ソフト		各社の仕様による				×	各社の仕様による		

※税理士等の代理人が、納税者（法人）の新規利用届出を行うことのみ可能。



PCdesk（ピーシーデスク）は地方税共同機構が提供する無料でご利用いただけるeLTAX対応ソフトウェアです。

10

4 電子申告・申請をご利用いただく際の注意事項

(1) 別表・添付書類の追加送信

- PCdeskをお使いの場合、eLTAXにより申告書を提出した際に書類の添付漏れが判明したときや、申告データの容量が大きく一度に送信できないときなどは、添付書類を追加で送信できます。
- 1回の送信容量は20MBまで（添付資料は8MBまで添付可能）、1申告あたり999回まで追加送信が可能です。
- 追加送信ができるのは**申告データのポータルセンタ受付日から270日以内**です。
- PCdesk以外のeLTAX対応ソフトウェアをお使いの場合は、ご利用のソフトウェアのメーカーへお問い合わせください。

R6.3.25のPCdesk(DL版)のバージョンアップにより、追加送信できる期間が90日以内から**270日以内**に延長されました。



送信データには、「追加送信表」が付与され、新たな受付番号が付番されます。

11

(2) 利用届の提出先

東京都中央都税事務所に提出する場合

PCdesk (WEB版)

お問い合わせ マニュアル 終了する

提出先選択

1 提出先選択 2 利用届出情報入力 3 入力情報の確認 4 電子署名 5 完了

利用届出（新規）の提出先を選択します。

- 1) 地域、都道府県を選択し、「>>」ボタンをクリックしてください。
- 2) 地方公共団体を選択し、「次へ」ボタンをクリックしてください。

※中央区ではなく東京都です

ここで誤って区を選択すると、提出先が区役所になってしまいます。

12

(3) 利用者情報に変更があった場合

所在地・代表者等の変更が発生

都税事務所に**異動届**を提出

『**利用届出（変更）**』手続きを行う
※eLTAXの利用者情報変更も必要なため



都内で主たる事務所を移転した場合の異動届出書は、
移転前、移転後、どちらの都税事務所にも提出可能です。
ただし、申告書と同時に提出する場合は、移転後の都税
事務所へご提出ください。

13

(4) 合併があった場合の被合併法人の申告

	国税	都税
利用者ID	合併法人のIDで 申告・納付	被合併法人 のIDで 申告・納付
提出先	合併法人所管の 税務署	被合併法人 所管の 都税事務所

税理士の方が被合併法人の手続きを代理で行う場合

被合併法人の利用者IDに切り替えたうえで、通常の方法で手続きする。

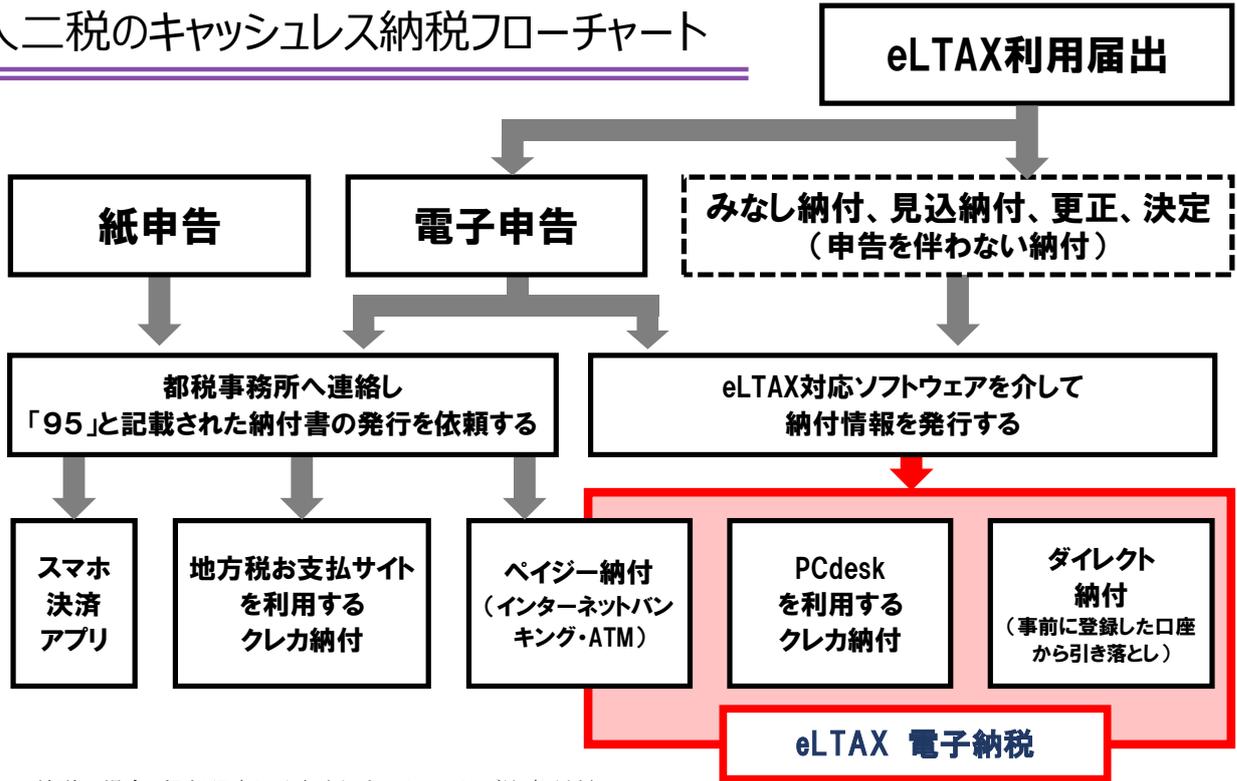
合併法人が被合併法人の電子申告等を行う場合

被合併法人の利用者IDでログインし、登録された電子証明書を合併法人のものに差替えてから、電子申告・申請・届出を行う。

14

Ⅲ 都税事務所からのご案内

1 法人二税のキャッシュレス納税フローチャート



- ・ キャッシュレス納税の場合、領収証書は発行されませんので、ご注意ください。
- ・ 一度で納付可能な上限額は、納付方法毎に異なりますので、ホームページ等でご確認ください。
- ・ クレカ納付には、別途システム利用料がかかります。

2 中間申告後の確定申告で納付と還付が混在する場合の納付金額

納付金額の各内訳にマイナスの金額は入力できません。
各税目の中で内訳額が0円以上になるように、金額を調整して納付していただきます。

事例 1

法人事業税・特別法人事業税内の各割間、法人住民税内各割間で納付と還付が混在

納付金額

納付額と還付額の相殺後の税額が納付金額となります。

<確定申告の内容>

都 民 税	法人税割	▲ 100,000
	均等割	700,000
事 業 税	所得割	▲ 500,000
	付加価値割	1,100,000
	資本割	300,000
	収入割	
特別法人事業税		▲ 200,000



<納付・納入金額内容>

法人住民税 法人税割額	0 円
法人住民税 均等割額	600,000 円
法人事業税 所得割額	0 円
法人事業税 付加価値割額	400,000 円
法人事業税 資本割額	300,000 円
法人事業税 収入割額	0 円
特別法人事業税額	0 円

事例 2

【申告期限の延長承認を受けている法人】

法人事業税・特別法人事業税と法人都民税との間で納付と還付が混在

納付金額

法人事業税・特別法人事業税と法人都民税間では、**納付額と還付額を相殺しない税額**が納付金額となります。

＜確定申告の内容＞

都民税	法人税割	▲ 200,000
	均等割	1,000,000
事業税	所得割	▲ 300,000
	付加価値割	0
	資本割	0
	収入割	
特別法人事業税		▲ 100,000

＜納付・納入金額内容＞

法人都県民税 法人税割額	0 円
法人都県民税 均等割額	800,000 円
法人事業税 所得割額	0 円
法人事業税 付加価値割額	0 円
法人事業税 資本割額	0 円
法人事業税 収入割額	0 円
特別法人事業税額	0 円

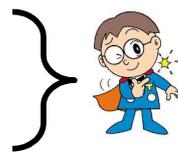
※ 本事例の所得割△300,000円と特別税△100,000円は後日還付となります。

17

まとめ

税目内の各割間又は法人事業税・特別法人事業税間

法人事業税の各割、
特別法人事業税 の間のプラスマイナス
法人都民税内各割 の間のプラスマイナス

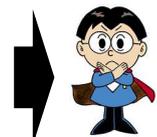


それぞれで
相殺できる

法人事業税・特別法人事業税と法人都民税の間で増減が生じた場合

法人事業税・特別法人事業税と
法人都民税の間のプラスマイナス

1. 申告期限の延長承認を受けている場合



相殺しない

2. 申告期限の延長をしていない場合



相殺できる

18

3 異動届出書の添付書類

届出の種類	異動の区分	添付書類		備考
		登記事項証明書 ※2	定款等	
異動届出書 ※1	東京都内の主たる事務所等以外に新たに都内に事務所等を設置した場合	△		<ul style="list-style-type: none"> 東京都内の主たる事務所等の所在地を所管する都税事務所へ届け出てください。 登記されていない場合、新たに設置する事務所等の所在地や設置日を確認できる資料をお願いすることがあります。
	東京都内に本店がある法人が、他の道府県に事務所等を設置する場合	△		<ul style="list-style-type: none"> 登記されていない場合、新たに設置する事務所等の所在地や設置日を確認できる資料をお願いすることがあります。
	事務所等の移転があった場合	△ ※本店は○		<ul style="list-style-type: none"> 本店の移転の場合、届出書の「旧の本店等は事務所・事業所として（存続・廃止）する。」のいずれかに○をしてください。 東京都内で主たる事務所等の移転があった場合は、異動前又は異動後のどちらかの都税事務所へ届け出てください。
	法人名・本店所在地・資本金などが変更になった場合	○		

19

届出の種類	異動の区分	添付書類		備考
		登記事項証明書 ※2	定款等	
異動届出書 ※1	事業年度を変更した場合		○	<ul style="list-style-type: none"> 事業年度変更の事実が確認できれば株主総会の議事録等でもかまいません。
	合併解散をした場合	○		<ul style="list-style-type: none"> 被合併法人（解散により消滅した法人）を所管する都税事務所へ届け出てください。（被合併法人の申告も同様です。）
	解散した場合	○		
	その他、東京都へ届け出ている事項に変更が生じた場合	△	△	<ul style="list-style-type: none"> 変更内容を確認できる書類を添付してください。

※1 東京都への提出用紙は、「その2（都税事務所・支所提出用）」のみです。

※2 登記事項証明書は、「履歴事項全部証明書」（又は「閉鎖事項全部証明書」）を添付してください。

なお、東京都へ提出する場合には写しで構いません。

※3 平成29年4月1日以後、国税（法人税）の設立届出書への「登記事項証明書」の添付が不要となりましたが、都税では従来どおり、添付が必要となりますので、ご注意ください。



eLTAX電子申請・届出で、添付資料が多くて一度に送信できない場合や、送信済みの電子申請データに添付漏れがあったら、添付書類を追加送信しよう。

20

4 ホームページのご案内

東京都主税局ホームページのご案内

都税の情報は東京都主税局のホームページに掲載しています。

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>

東京都主税局

検索

申告書、届出書等の各種様式は、ホームページの「各種様式」から入手できます。「都税Q & A」や「お知らせ」（新着情報）もご覧いただけます。



21

法人二税の各種様式



法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税

1 申請書・届出書

- ① 法人設立・支店設置・異動の際の届出
- ② 通算承認・連結納税の届出
- ③ 中小企業者向け省工不促進税制による事業税の減免申請
- ④ 申告書の提出期限の延長
- ⑤ eLTAXによる申告が困難である場合の特例に関する申請・届出
- ⑥ 証明申請書
- ⑦ 納税管理人に関するもの
- ⑧ その他（更正請求書等）

2 納付書/還付請求書兼口座振替依頼書

3 申告書

- ① 中間・確定申告書
- ② 予定申告書
- ③ 清算事業年度予納申告書
- ④ 残余財産分配等予納・清算確定申告書
- ⑤ 均等割申告書

4 申告書別表

- ① 均等割の計算に関するもの
- ② 分割基準に関するもの

22

eLTAX（地方税共同機構）ホームページのご案内

エルタックス
地方税 ポータルシステム

お問い合わせ 文字サイズ
サイトマップ 標準 大

地方税お支払サイト

PCdesk (WEB版)

関係機関ログイン

eLTAXのご案内 電子申告 共通納税 電子申請・届出 サポート

検索

eL-QRを読み取ってお支払い!

地方税お支払サイトや
スマホ決済アプリから納付

PCdeskのご利用方法
はじめての方もこちらから

eLTAXのご利用の流れ

よくあるご質問

ご利用時間 8:30~24:00
土・日・祝日、年末年始12/29~1/3は除く
※ 休日のご利用日については、こちらをご覧ください。

個人住民税特別徴収税額通知
(納税者様専用)を
電子データで受け取れます
従業員の方へ

PCdesk Next

地方税お支払サイト

フィッシング対策協議会
Council of Anti-Phishing Experts

PCdesk (WEB版)
署名用プラグインの
インストールでお困りの方

個人住民税(特別徴収)の納付は
地方税共通納税システムで!

eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス

検索

23

お問い合わせ先

《 法人二税の内容について 》

中央都税事務所 法人事業税課 (平日8時30分~17時)
03-3553-2151 (代表番号)

《 東京都主税局ホームページ 》

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>

《 eLTAXについて 》 (地方税共同機構)

eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

ご不明な点等がございましたら、上記ホームページの「よくあるご質問」
をご覧ください。

地方税お支払サイト <https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

24